

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜田恵造

### 香川県規則第31号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則（平成14年香川県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(条例第2条第2号工の法人)</u></p> <p><u>第2条 条例第2条第2号工の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</u></p> <p>(1) <u>独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>(2) <u>土地開発公社</u></p>
	<p><u>(物流施設集積促進地区)</u></p> <p><u>第3条 条例第2条第2号才の規則で定める地区は、次に掲げる区域とする。</u></p> <p>(1) <u>高松市の区域のうち、朝日新町及び朝日町6丁目の区域</u></p> <p>(2) <u>坂出市沖の浜の区域のうち、県道大屋富築港宇多津線、市道沖の浜3号線、坂出港沖浜北護岸、御供所漁港D護岸及び市道沖の浜線で囲まれた区域</u></p>
<u>第2条・第3条 略</u>	<u>第4条・第5条 略</u>
附 則	附 則
2 この規則は、 <u>平成30年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。